

岸和田市合葬式墓地整備設計業務委託仕様書

1. 業務名

岸和田市合葬式墓地整備設計業務委託

2. 業務目的

本業務は、「岸和田市合葬式墓地整備基本計画（令和4年2月策定）」に基づき、岸和田市墓苑における合葬式墓地の整備に必要となる基本及び実施設計を行うものである。

3. 業務期間

契約締結日より令和5年3月31日まで

4. 業務内容

（1）基本設計の策定

a. 諸条件の整理

- ・関係法令や各種法手続き等について条件整理
- ・既存資料の精査、条件整理

b. 設計方針、整備コンセプトの設定

- ・需要予測に基づく適正規模及び配置計画（3案程度の比較検討のうえ選定）の検討

c. 基本設計の比較検討（3案程度の比較検討）

- ・合葬式墓地の構造（基礎及び躯体等）及び仕上げ（外部、内部（天井、壁、床）の形態・素材など）の検討
- ・合葬式墓地の合葬室及び一時安置室の形式、使用、設備に関する検討
- ・その他付帯施設（献花台、モニュメント、記名板及び外構等）の検討

d. 基本設計図の作成及び概算事業費の算定

- ・前述の比較検討により選定された最適案について、基本設計図（配置図、仕上げ標、平面図、立面図、断面図、献花台、モニュメント等）の作成及び概算事業費の算定

e. 事業収支の検討

- ・合葬式墓地の維持管理に関わるランニングコストを算出するとともに、合葬墓、一時安置室の使用料等を設定し、年度別の事業計画及び事業収支を検討する。

（2）実施設計の作成

a. 設計条件等の整理

- ・意匠、構造、設備及び必要な外構等付帯施設に関する設計条件等の整理

b. 関係機関との協議および資料（建築確認申請等各種申請図書含む）の作成

c. 実施設計図の作成

- ・建築意匠、建築構造、建築設備、外構、その他付帯施設の設計図及び完成予想パース（2

カット) の作成

- d. 各種計算書の作成
 - ・雨汚水流量計算、構造計算、設備容量計算などの各種計算書の作成
- e. 数量計算書及び積算資料の作成
 - ・各種数量計算書の作成及び積算に必要となる製造メーカー等への見積聴取
- f. 工事発注用仕様書及び特記仕様書の作成
- g. 照査等
 - ・設計検討に関する基礎情報の把握、設計内容の妥当性、図面や数量の正確性、成果品の内容等について照査を行う
- h. 報告書作成

(3) 測量業務

- a. 4級基準点測量（想定設置個所数 5か所）
 - ・後続作業を考慮のうえ、基準点網図を検討し設置すること
- b. 現地踏査（数値地形図レベル 250 (1/250)）
- c. 路線測量（縦、横断測量含む V:1/100、H:1/250）
- d. 報告書作成及び測量成果検定

(4) 地質調査及び文化財調査

- a. 機械（土質）ボーリング調査（Φ66mm GL-10m × 2か所）
 - ・現地調査を踏まえ、位置選定、打ち止め高さ設定等十分に事前検討し実施すること
- b. 標準貫入試験（20回 × 2か所）
- c. 土質試験・室内試験（土粒子の密度試験、土の含水比試験、土の粒度試験、土の液性限界試験、土の塑性限界試験、土の湿潤密度試験、三軸圧縮試験、土の圧密試験）
- d. 解析等調査及び資料整理とりまとめ
- e. 文化財試掘調査（10 m² × 1 m程度を想定）
 - ・市教育委員会職員立ち合いのもと、埋蔵文化財調査を実施

(5) 合葬式墓地意匠デザイン案の検討

- a. 合葬式墓地意匠デザインの選定にかかる市民投票の運営補助（市内 7か所各 1日を想定）
- b. 有識者等へのヒアリングの実施（10名程度を計 3回程度想定）

5. 打合せ協議等

打合せ協議を業務着手時、中間打合せ 3回、成果品納入時の計 5 回行うこととするが、業務の進捗に併せて適宜行うこととする。なお業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が立ち会うこととする。

6. 貸与資料

(1) 岸和田市墓苑のあり方検討業務報告書（令和3年3月）

7. 成果品

- (1) 本業務報告書（パース図含む） 3部
- (2) 各種計画図面（DWG形式及びPDFデータ） 一式
- (3) 業務で作成したデータ 一式
- (4) 設計図書（設計図面、数量計算書、仕様書等一式）
- (5) その他本市が指示するもの 一式

8. 検査及び報告

- (1) 受託者は本業務を完了したときは速やかに発注者に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は自らの責に帰すべき理由による成果物の不良個所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他処置をとるものとする。
- (3) 発注者は、必要があると認められるときは、受託者に対して本業務の進捗報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに応じなければならない。

9. その他留意事項

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は市の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、発注者と受託者が協議の上決定する。
- (2) 受託者は、受託業務の実施にあたって、業務の適切な遂行を図るため、発注者と常に密接な連絡をとり、業務の正確な遂行に努めること。
- (3) 受託者は、本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 受託者は業務の必要上、提供を受けた資料等について、第三者に漏えい等のないよう厳重な注意をもって厳重に保管すること。
- (5) 受託者は、事故または災害により受託業務の実施に支障が生じる恐れがある場合は、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
- (6) 受託者は包括的な再委託を行ってはならない。また、個別の業務について再委託を行う場合には、事前に発注者と協議を行い、その指示に従うこと。
- (7) 受託者は、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しなければならない。
- (8) 委託料は、委託業務完了後に支払うこととする。

以上